

令和2年4月20日までに届出直しが必要となる主な施設基準

1. 令和2年3月31日に下線の施設基準の点数を算定していた保険医療機関において令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合は、届出が必要ですので関東信越厚生局東京事務所に令和2年4月20日(必着)までに郵送による提出をお願いします。

(1) 基本診療料

- 救急医療管理加算
- 認知症ケア加算3 (令和2年3月31日において、現に改正前の認知症ケア加算2に係る届出を行っている保険医療機関であって、令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- 精神科急性期医師配置加算2のイ及びロ (令和2年3月31日において、現に改正前の精神科急性期医師配置加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- 緩和ケア病棟入院料1 (新基準における要件を満たさない場合は緩和ケア病棟入院料2の届出が必要)

(2) 特掲診療料

- 小児運動器疾患指導管理料
- 小児科外来診療料
- 摂食機能療法の注3に掲げる摂食嚥下支援加算 (令和2年3月31日において、現に改正前の経口摂取回復促進加算1又は2に係る届出を行っている保険医療機関であって、令和2年4月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)
- 導入期加算2
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 (肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの)
- 麻酔管理料(Ⅱ) (麻酔中の患者の看護に係る適切な研修を修了した常勤看護師が実施する場合に限る。)

※ その他、既存の施設基準が分割されて新たに創設された施設基準についても算定にあたり必要な届出がありますのでご注意願います。

例：持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)

* 令和2年3月31日において改定前の持続血糖測定器加算の届出を行っている保険医療機関においては、持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合) のみ算定可能です。

☆ 届出様式は関東信越厚生局のホームページからダウンロードして使用してください。

☆ 注意が必要な主な施設基準のみ記載していますので、詳細は告示・通知をご覧ください。

また、今後、告示・通知の訂正がある場合が考えられますので、ご注意ください。

☆ 窓口で提出されることも可能ですが、混雑が予想されますので極力郵送で余裕を持っての提出をお願いします。

提出・照会先：〒163-1111 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11階
関東信越厚生局 東京事務所 審査課
TEL03-6692-5119